

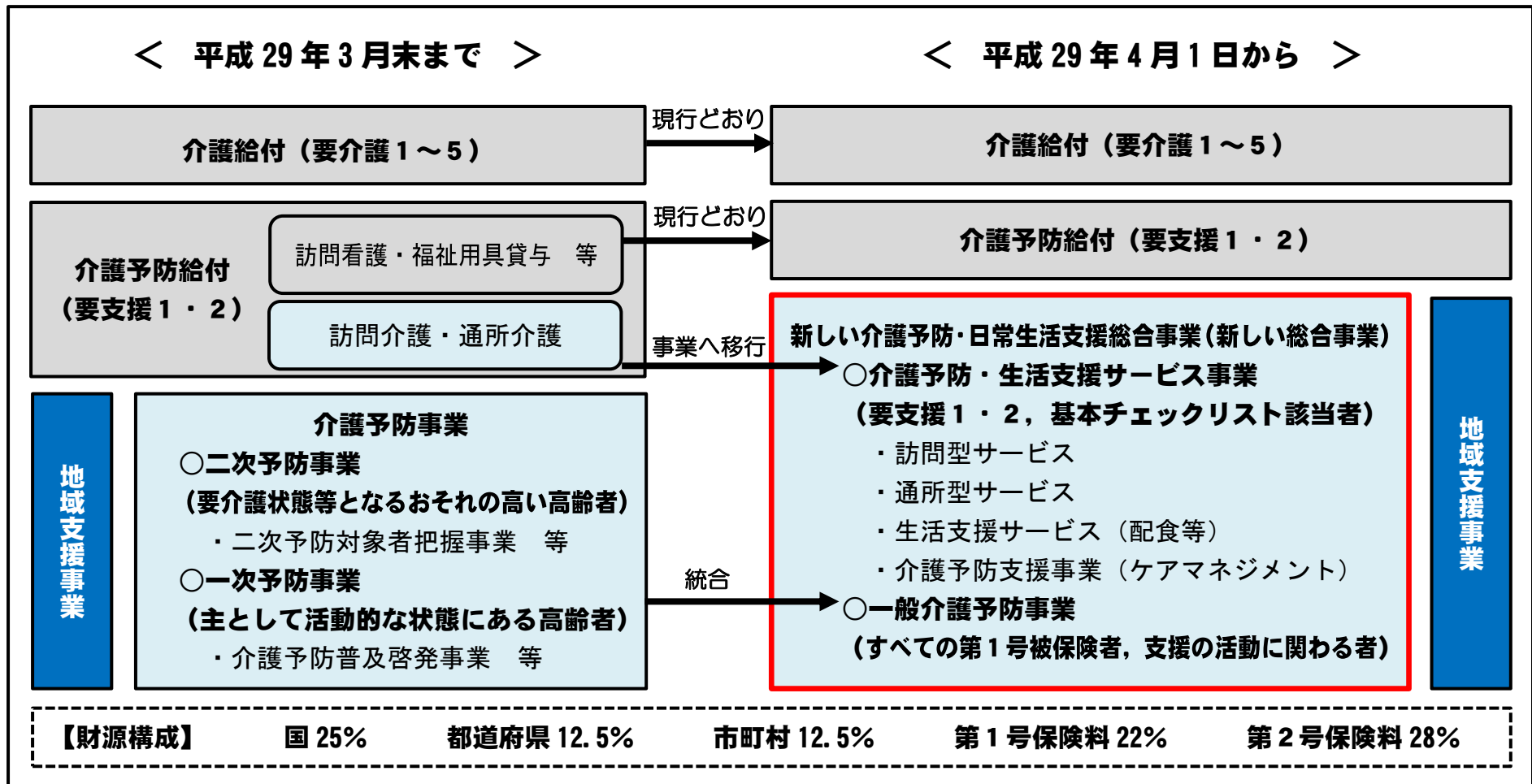
新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業） 説明会資料

1. 新しい総合事業が施行された背景	… P. 2
2. 新しい総合事業の構成－1	… P. 2
3. 新しい総合事業の構成－2	… P. 3
4. サービス利用の流れ	… P. 4
5. 訪問型サービスの内容・単価	… P. 5
6. 通所型サービスの内容・単価	… P. 6
7. 介護予防ケアマネジメント	… P. 7
8. 介護予防給付と新しい総合事業の利用対象者の区分	… P. 8
9. 介護予防訪問介護から訪問型サービスへの移行	… P. 9
10. 訪問型サービスへの移行に関する補足	… P. 10
11. 要介護認定有効期間の延長	… P. 11
12. 事業に関する基本的事項のまとめ	… P. 12
13. 退院後の介護サービス利用に係る調整について	… P. 13

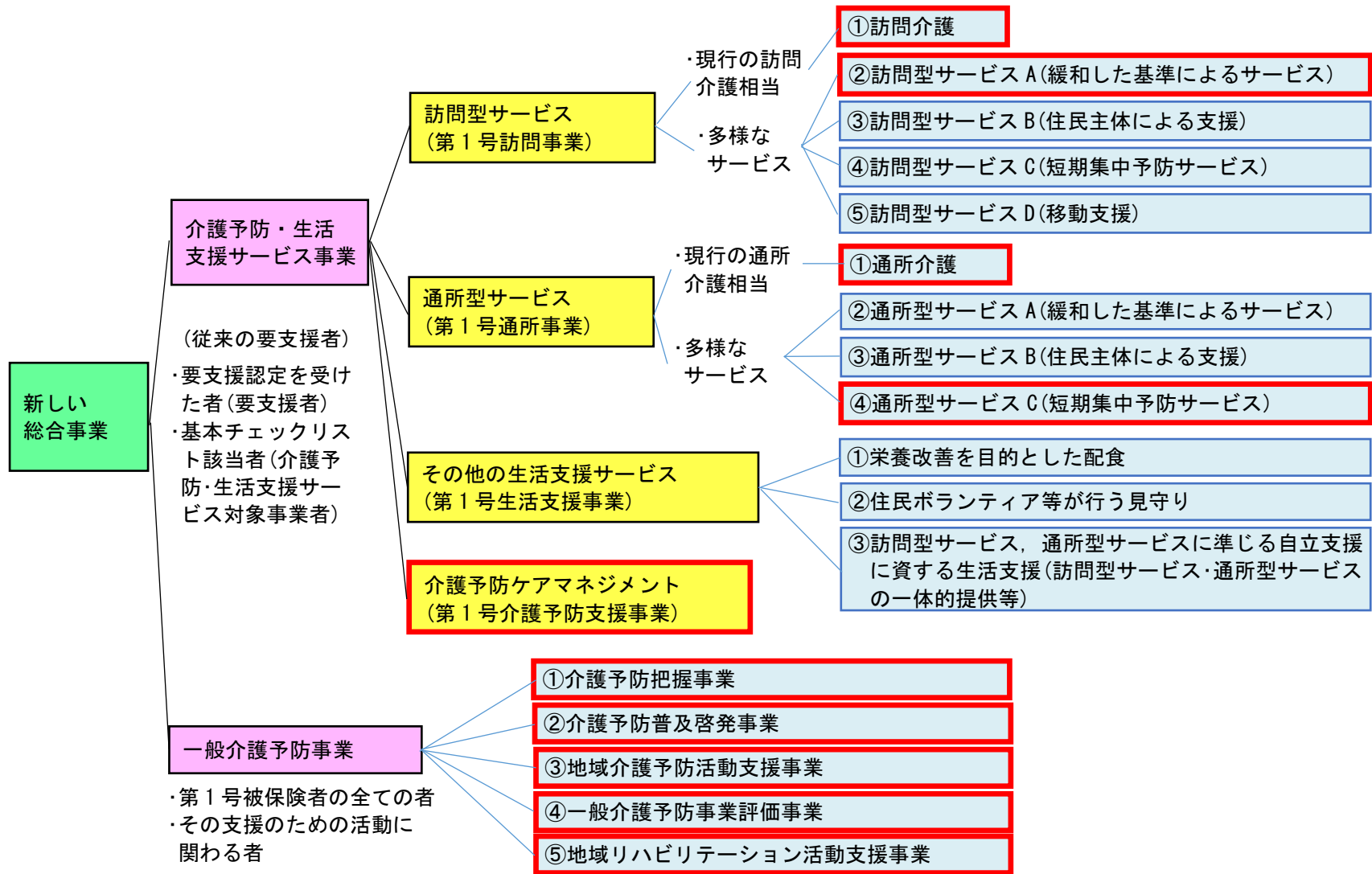
1. 新しい総合事業が施行された背景

生産年齢（15～64歳）人口の減少と後期高齢者（75歳以上）人口の増加 → 高齢者の生活の支え手の不足

2. 新しい総合事業の構成－1

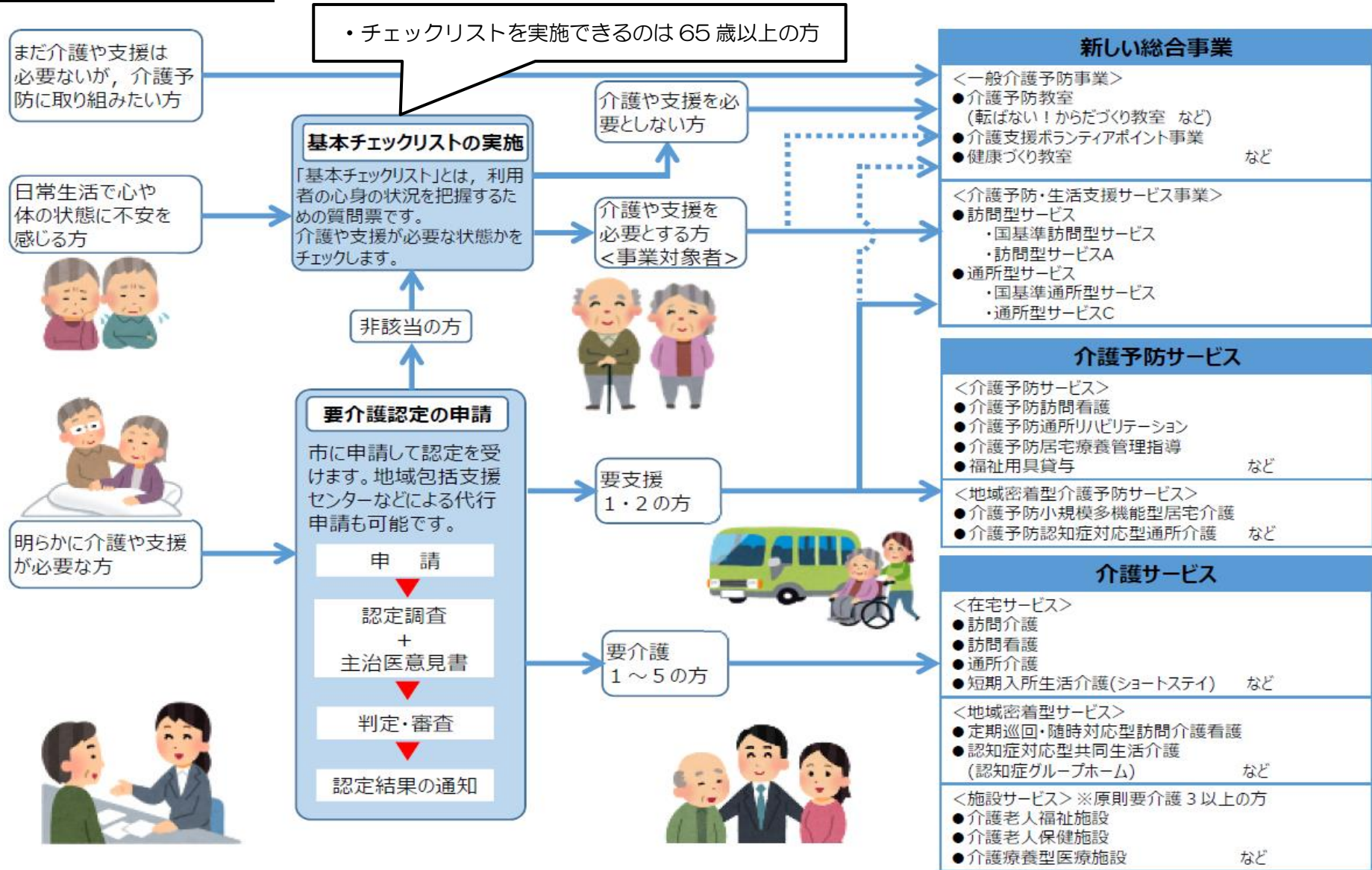


3. 新しい総合事業の構成－2



※赤枠部分が函館市で平成 29 年度から実施する事業

4. サービス利用の流れ



5. 訪問型サービスの内容・単価

訪 問 型 サ ー ビ ス		
種 別	国基準訪問型サービス (現行の介護予防訪問介護に相当)	訪問型サービスA (基準緩和型サービス)
内 容	身体介護または身体介護を伴う生活援助	生活援助のみ
利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護などの専門的支援を必要とする方 ・既に訪問介護を利用中で、利用継続を必要とする方 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護を必要としない、日常の掃除・洗濯などの家事支援のみ必要とする方
サービス提供者	指定介護サービス事業者の訪問介護員 (介護福祉士、介護職員初任者研修の修了者等)	指定介護サービス事業者の訪問介護員および一定の研修修了者 ※「一定の研修修了者」とは、市が指定する旧ヘルパー3級に準じる研修の修了者
費用単価	現行の介護報酬単価と同額（月額包括報酬） <ul style="list-style-type: none"> ・週1回程度 11,680円/月 ・週2回程度 23,350円/月 ・週3回程度 37,040円/月 ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 <ul style="list-style-type: none"> ・1回2,220円 1回60分・週2回まで 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・週1回 8,880円/月 ・週2回 17,760円/月 ※特別地域加算・小規模事業所加算・中山間地域等提供加算・同一建物利用者減算を適用する。
利用者負担	定率（負担割合証の割合 1割または2割）	定率（負担割合証の割合 1割または2割）
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定基準	現行の指定基準（市条例）と同様の基準を設定	国のガイドラインにより人員・運営基準を緩和

6. 通所型サービスの内容・単価

通 所 型 サ ー ビ ス		
種 別	国基準通所型サービス (現行の介護予防通所介護に相当)	通所型サービスC (基準緩和型サービス)
内 容	日常生活上の介護および機能訓練	運動器機能や口腔機能向上の訓練(3～6か月の短期間で実施)
利用者の状態像	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能や認知機能の低下等があり、通所介護などの専門的支援を必要とする方 ・既に通所介護を利用中で、利用継続を必要とする方 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動器や口腔機能の低下等があり、一定期間機能訓練を受けることにより、機能の維持・改善が見込まれる方
サービス提供者	指定介護サービス事業者	指定介護サービス事業者
費用単価	現行の介護報酬単価と同額(月額包括報酬) <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1 16,470円/月 ・要支援2 33,770円/月 ・事業対象者(週1回) 16,470円/月 ・事業対象者(週2回) 33,770円/月 ※加算・減算も現行どおりとする。	単価報酬 <ul style="list-style-type: none"> ・1時間 1,400円 ・送迎加算 470円(片道) 運動:週1回 1時間または2時間 口腔:月1～2回 1時間 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・運動を週1回・2時間・送迎無し 11,200円/月 ・運動を週1回・2時間・送迎有り 14,960円/月 ※中山間地域等提供加算・送迎加算・定員超過利用減算・介護職員欠員減算を適用する。
利用者負担	定率(負担割合証の割合 1割または2割)	定率(負担割合証の割合 1割または2割)
実施方法	事業者指定	事業者指定
指定基準	現行の指定基準(市条例)と同様の基準を設定	国のガイドラインにより人員・運営基準を緩和

7. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント		
種 別	ケアマネジメント（原則的）	ケアマネジメント（初回のみ）
内 容	利用者の介護予防および自立支援を目的として、心身その他の状況に応じて、本人の選択により適切なサービスが提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業所のサービスを利用する方 ・ その他地域包括支援センターが必要と判断する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントの結果、指定事業所以外のサービスや一般介護予防事業、介護保険制度外のサービス等を利用する方
実施方法	アセスメント →サービス担当者会議 →ケアプラン作成 →モニタリング、給付管理	アセスメント →ケアマネジメント結果作成（初回のみ実施）
費用単価	現行の予防支援費と同額（4,300円／月） ※加算も現行どおりとする。	現行の予防支援費と同額（4,300円／月、初月のみ） ※加算は設定しない。
利用者負担	な し	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者本人が居住する「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」が実施 ・ 原則的なケアマネジメントについては、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託可 	

8. 介護予防給付と新しい総合事業の利用対象者の区分

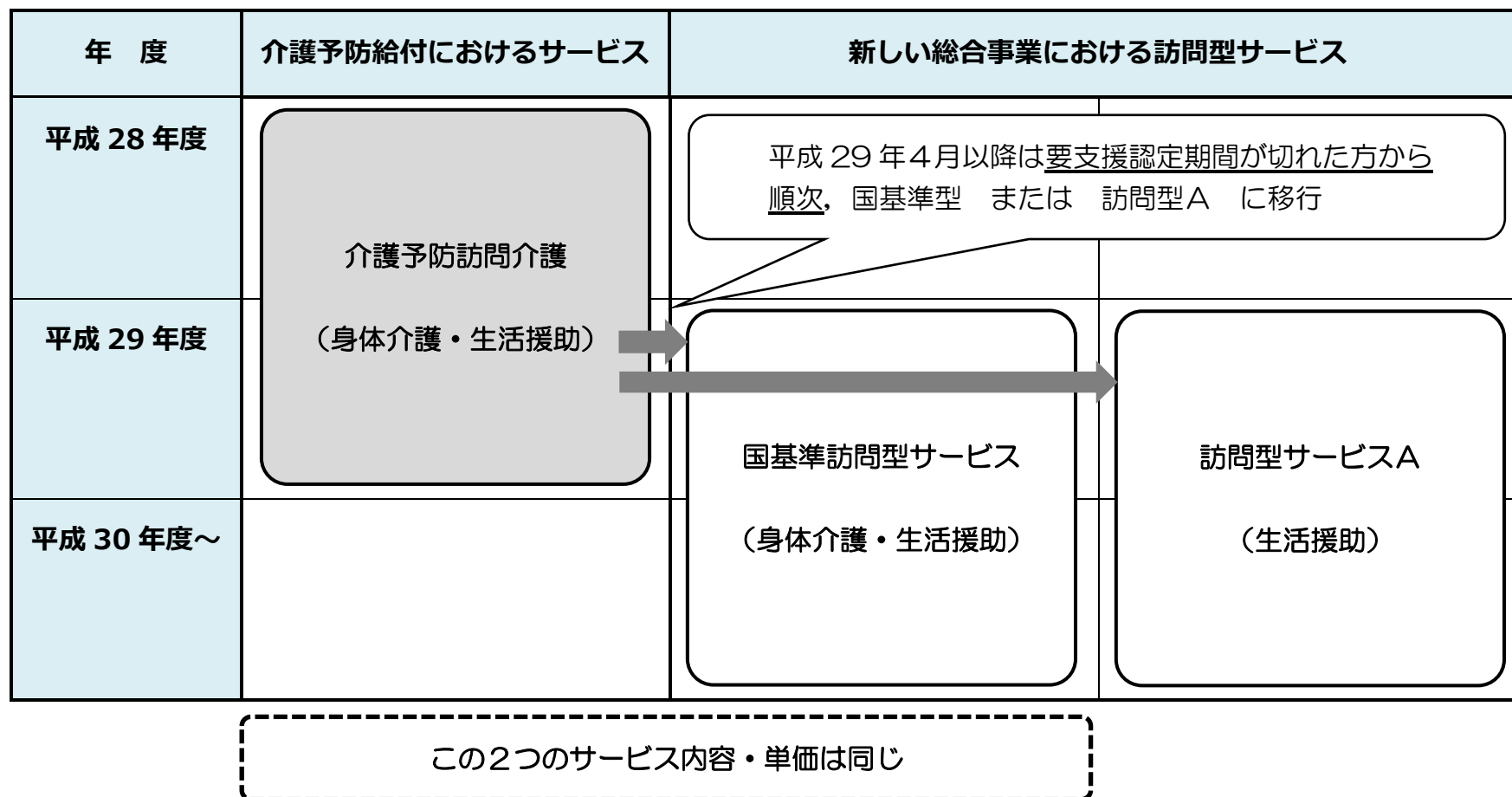
年 度	介護予防給付（訪問・通所）	国基準型サービス（訪問・通所）	基準緩和型サービス(訪問・通所)
平成 28 年度	要支援 1・2 の 認定を受けた方		
平成 29 年度	平成 28 年度末までに 要支援 1・2 の認定を受けた方	平成 29 年 4 月以降に要支援 1・2 の 認定を受けた方（新規・更新） ＋ チェックリストによる判定の結果、 サービス利用該当者となった方	
平成 30 年度～			

平成 29 年度いっぱい、介護予防給付の訪問介護・通所介護は存在するが、これは平成 28 年度に受けた認定期間が切れるまでの間のみ利用できるもの。

平成 29 年 4 月以降に、新規または更新により要支援 1・2 の認定を受けて、訪問型または通所型サービスを利用する場合は、介護予防給付ではなく、国基準型か基準緩和型のどちらかになる。

9. 介護予防訪問介護から訪問型サービスへの移行

平成 29 年 4 月以降は、基本的には要支援認定期間が切れた方から順次、介護予防訪問介護から国基準訪問型サービスまたは訪問型サービス A に移行するが、介護予防訪問介護において生活援助のみを利用していた方については、介護予防ケアマネジメントに基づき、利用するサービスを決めていくこととなる。



10. 訪問型サービスへの移行に関する補足

訪問型サービスAは、生活援助（家事援助）のみのサービスであるが、生活援助を必要とする方すべてが訪問型サービスAに移行するということではない。自立支援に向けた専門的なサービスが必要な方等については、国基準訪問型サービスを利用していただくこととなる。

○新しい総合事業の実施に係るQ & A抜粋（本市ホームページに掲載 <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016101700013/>）

項目	質問	回答
ケアマネジメント No.13	現在、介護予防訪問介護において、掃除や洗濯などの生活援助のみを利用している方は、認定有効期間の更新後のケアマネジメントにおいて、利用するサービスを訪問型サービスAと判断すべきなのか。	<p>生活援助のみを必要とする方であっても、認知機能の低下が見られる方や、自立支援に向けて専門的なサービスが必要な方等については、国基準訪問型サービスを利用していただきたい。</p> <p>介護予防ケアマネジメントを行うにあたっては、利用者の心身機能の改善に加え、自立した日常生活への支援と意欲の向上に重点を置いたケアプランを作成していただきたい。</p> <p><u>とりわけ訪問型サービスにおいては、掃除、洗濯、調理などの生活援助であっても、利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために、利用者と共に行動自立支援のための生活援助（安全確認の見守り・声かけを行いながら、利用者と一緒に家事を行うなど）を、積極的に支援計画に取り入れていただきたい。</u></p>
訪問型サービスA No.26	現在利用している要支援で生活援助を利用している方は、全員訪問型サービスAに移ることになるのか。	<p>訪問型サービスAは生活援助のみを必要とする方を対象としたサービスであるが、そのような方であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に訪問介護サービスを利用して、サービスの利用の継続が必要と認められるケース ・認知機能の低下や社会適応が困難など日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース ・退院直後で心身の状態が変化しやすいケース ・疾病等により医師の指示による配慮した食事が必要なケース ・その他、自立支援に向けて専門的サービスが必要なケース <p>については、<u>国基準訪問型サービスを利用していただくこととなる。よって、生活援助を利用している方がすべて訪問型サービスAに移行するということではない。</u></p>

11. 要介護認定有効期間の延長

平成 29 年 4 月以降は要介護認定における更新申請の有効期間が、下記のとおり原則 12 か月（有効期間の延長は上限 24 か月）となる。なお、事業対象者の有効期間は 24 か月とする。

申請区分等		現 行		平成 29 年 4 月 ~	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
更新申請	要支援 → 要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	要支援 → 要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	要介護 → 要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	要介護 → 要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月
事業対象者 (新規・更新)				24か月	

12. 事業に関する基本的事項のまとめ

- ① 平成 28 年度中に要支援認定を受けた方は、平成 29 年 4 月以降も認定期間が切れるまで、予防給付のサービスを利用できる。
- ② 平成 29 年 4 月以降に認定期間が切れたあとは、認定期間を更新または基本チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメントに基づき、必要な方は引き続き従来と同様のサービスを利用できる。
- ③ 新しい総合事業における訪問型サービスまたは通所型サービスと、訪問看護などの予防給付との併用を希望する場合には、要介護認定申請が必要となる。
- ④ 総合事業における訪問型サービス・通所型サービスの利用者負担割合は、今と同じ。(1 割または 2 割)
- ⑤ 基本チェックリストを実施できるのは、65 歳以上の方。
- ⑥ 事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの実施日から 2 年間。

13. 退院後の介護サービス利用に係る調整について

① 退院する方に… 以前から担当ケアマネがいる場合 → 担当ケアマネとサービス利用について調整

担当ケアマネがいない場合 → ②へ

② 退院する方が… 明らかに要介護である場合 → これまでと同様に要介護認定申請

要支援か非該当か微妙である場合 → 地域包括支援センターへ相談(以下のいずれとするか)

- ・要介護認定申請 または 基本チェックリスト
- ・要介護認定申請 + 基本チェックリスト

※ 基本チェックリストは、市の窓口で実施するか、地域包括支援センターが自宅を訪ねて実施するものであるため、入院先では実施しない。よって、対象者が入院中のうちに要介護認定申請をしつつ、退院して自宅に戻り次第、速やかに基本チェックリストを実施できるよう、センターと調整しておくが良い。

退院したその日にサービスを入れたいという場合には、事前にセンターおよび事業所とサービス提供に向けた準備をしておき、あとは退院後に基本チェックリストをやるだけ、という体制にしておくが良い。